

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>国自旅第209号 平成24年6月29日 国自安第245号 国自旅第399号 国自整第291号 観観産第513号 平成26年1月24日 国自旅第626号 平成26年3月31日 <u>国自旅第262号</u> <u>一部改正 平成28年12月20日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定について</p> <p><u>平成28年6月に公表した「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、下限割れ運賃の防止等取引環境の適正化に向けた方策の一環として、平成28年11月から、旅行者等と貸切バス事業者との間で取り交わされる運送引受書の記載事項に運賃及び料金の上限・下限額の記載を追加することに伴い、別紙のとおり「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を改定したので、貴局におかれては、旅行者、地方自治体、学校関係者等の貸切バス利用者に対し、同ガイドラインの周知徹底及びこれに沿った貸切バス事業者の選定・利用がなされるよう指導・要請を行われたい。</u> なお、本件については、関係者あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>(別紙)</p> <p>輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン</p> <p>平成24年6月29日 <u>一部改正平成28年12月20日</u> 国土交通省自動車局長</p> <p>I. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインについて 1. 本ガイドライン策定の背景及び目的 (背景) 貸切バスについては、平成12年2月から実施された需給調整規制の撤廃以降、事業者数や中・小型車を中心とする車両数が増加し、極めて競争の激しい産業となっています。その中であっても、関係法令の遵守と安全運行の確保は一義的には貸切バス事業者の責務です。しかし、国土交通省による重点監査の結果等によると、運転者の指導・監督が不適切であったり、車両の点検整備がなされていなかった</p>	<p>国自旅第209号 平成24年6月29日 国自安第245号 国自旅第399号 国自整第291号 観観産第513号 平成26年1月24日 国自旅第626号 平成26年3月31日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定について</p> <p>平成25年4月に策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、貸切バスの新たな運賃・料金制度へ移行することに伴い、別紙のとおり「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を改定したので、貴局におかれては、旅行者、地方自治体、学校関係者等の貸切バス利用者に対し、同ガイドラインの周知徹底及びこれに沿った貸切バス事業者の選定・利用がなされるよう指導・要請を行われたい。 なお、本件については、関係者あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>(別紙)</p> <p>輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン</p> <p>平成24年6月29日 一部改正平成26年4月1日 国土交通省自動車局長</p> <p>I. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインについて 1. 本ガイドライン策定の背景及び目的 (背景) 貸切バスについては、平成12年2月から実施された需給調整規制の撤廃以降、事業者数や中・小型車を中心とする車両数が増加し、極めて競争の激しい産業となっています。その中であっても、関係法令の遵守と安全運行の確保は一義的には貸切バス事業者の責務です。しかし、国土交通省による重点監査の結果等によると、運転者の指導・監督が不適切であったり、車両の点検整備がなされていなかった</p>

りするなど安全対策が十分でない事業者が確認されているほか、車両の老朽化が進む状況にあります。  
このような状況を招く背景として、旅行者、地方自治体、学校関係者等の貸切バス利用者の側において、貸切バスの安全運行を確保する上で必要になる事項やそれに要するコスト等に対する十分な理解の不足ないし無関心があるのではないかと指摘があります。また、貸切バス事業者の側にも安全性確保の必要に関するアピールが不足しているとの指摘もあります。

このため、安全運行の確保等に必要となる留意点を明らかにし、利用者が貸切バス事業者と契約する際に、安全に関するそれらの事項に対する十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にするため、貸切バス選定・利用ガイドラインを作成することとしました。

平成24年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故によって、貸切バスの安全運行を確保するため関係者が一丸となって対策に取り組む必要性が再確認されました。このことから、国土交通省は平成25年4月2日に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定、公表し、貸切バスについては「参入時・参入後の安全性チェックの強化」、「安全優先経営の徹底」、「ビジネス環境の適正化・改善」の取組みを進めています。

「参入時、参入後の安全性チェックの強化」においては、参入時の所要資金額の引き上げ、事業者が加入すべき損害賠償責任保険の対人賠償限度額を一人当たり8,000万円から無制限に引き上げる等の強化を実施しました。また、「安全優先経営の徹底」においては、すべての貸切バス事業者に対して「運輸安全マネジメント」の実施義務付け、運転者の過労運転を防止するため交替運転者の配置基準の強化等を定めました。これらの取組みを平成25年12月までに実施したところです。

また、これらの安全対策の強化に当たっては、貸切バス事業者が利用者から収受する運賃に、安全確保のためのコストが適正に計上される必要があることから、「ビジネス環境の適正化・改善」において、安全コストが計上された合理的でわかりやすい運賃制度に移行するとともに、利用者（運送申込者）が運賃・料金に係る違反に関与した場合の措置を定め、平成26年4月から実施することとしたところです。

このような取組みを進めていた中で、平成28年1月15日に長野県軽井沢町においてスキーバス事故が発生しました。このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、平成28年6月3日に「総合的な対策」を公表し、これに基づく取組みを実施しているところです。その一環として、平成28年11月から、旅行者等と貸切バス事業者との間で取り交わされる運送引受書の記載事項に運賃及び料金の上限・下限額の記載を追加することとしました。

本ガイドラインでは、上記の経緯を踏まえて安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示していますので、利用者の方々がこれを踏まえ安全性を重視して貸切バス事業者を選定していただくことを期待します。

(目的)

(略)

## 2. 本ガイドラインの見直し

(略)

## II. 貸切バス事業者の選定及び利用について

### 1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

(略)

#### 1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

(1)、(2) (略)

(3) 輸送の安全性等を判断する上で参考となる情報

①～④ (略)

⑤ デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの導入状況

デジタル式運行記録計とは、車両の運行に係る速度・時間・距離等を記録する装置です。ドライバーが法定速度、休憩時間などを遵守しているか否かを容易に確認でき、事故防止等の安全管理に用いることができます。

ドライブレコーダーとは、事故やニアミスなどにより急ブレーキ等の衝撃を受けた際に、その前後の映像とともに、加速度、ブレーキ、ウインカー等の走行データを記録する装置です。事故等の映像を利用して乗務員の安全教育へ活用されています。

りするなど安全対策が十分でない事業者が確認されているほか、車両の老朽化が進む状況にあります。

このような状況を招く背景として、旅行者、地方自治体、学校関係者等の貸切バス利用者の側において、貸切バスの安全運行を確保する上で必要になる事項やそれに要するコスト等に対する十分な理解の不足ないし無関心があるのではないかと指摘があります。また、貸切バス事業者の側にも安全性確保の必要に関するアピールが不足しているとの指摘もあります。

このため、安全運行の確保等に必要となる留意点を明らかにし、利用者が貸切バス事業者と契約する際に、安全に関するそれらの事項に対する十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にするため、貸切バス選定・利用ガイドラインを作成することとしました。

平成24年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故によって、貸切バスの安全運行を確保するため関係者が一丸となって対策に取り組む必要性が再確認されました。このことから、国土交通省は平成25年4月2日に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定、公表し、貸切バスについては「参入時・参入後の安全性チェックの強化」、「安全優先経営の徹底」、「ビジネス環境の適正化・改善」の取組みを進めています。

「参入時、参入後の安全性チェックの強化」においては、参入時の所要資金額の引き上げ、事業者が加入すべき損害賠償責任保険の対人賠償限度額を一人当たり8,000万円から無制限に引き上げる等の強化を実施しました。また、「安全優先経営の徹底」においては、すべての貸切バス事業者に対して「運輸安全マネジメント」の実施義務付け、運転者の過労運転を防止するため交替運転者の配置基準の強化等を定めました。これらの取組みを平成25年12月までに実施したところです。

さらに、これらの安全対策の強化に当たっては、貸切バス事業者が利用者から収受する運賃に、安全確保のためのコストが適正に計上される必要があります。このことから、「ビジネス環境の適正化・改善」において、安全コストが計上された合理的でわかりやすい運賃制度に移行するとともに、利用者（運送申込者）が運賃・料金に係る違反に関与した場合の措置を定め、平成26年4月から実施することとしたところです。

本ガイドラインでは、上記の経緯を踏まえて安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示していますので、利用者の方々がこれを踏まえ安全性を重視して貸切バス事業者を選定していただくことを期待します。

(目的)

(略)

## 2. 本ガイドラインの見直し

(略)

## II. 貸切バス事業者の選定及び利用について

### 1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

(略)

#### 1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

(1)、(2) (略)

(3) 輸送の安全性等を判断する上で参考となる情報

①～④ (略)

⑤ デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの導入状況

デジタル式運行記録計とは、車両の運行に係る速度・時間・距離等を記録する装置です。ドライバーが法定速度、休憩時間などを遵守しているか否かを容易に確認でき、事故防止等の安全管理に用いることができます。

ドライブレコーダーとは、事故やニアミスなどにより急ブレーキ等の衝撃を受けた際に、その前後の映像とともに、加速度、ブレーキ、ウインカー等の走行データを記録する装置です。事故等の映像を利用して乗務員の安全教育へ活用できます。

選定の対象とする貸切バス事業者に、装置の導入状況を確認してください。

URL : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03driverrec/digitacho.html> (デジタコとは?)  
: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03driverrec/dorareco.html> (ドライブレコーダーとは?)

⑥、⑦ (略)

3. 運送約款に関する留意点  
(略)

4. 貸切バスの調達に係る入札等における留意点

(1) 運賃及び料金

① 制度概要

貸切バスの運賃及び料金は、道路運送法第9条の2により、乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければなりません。従って、調達予定価格や契約価格は地方運輸局長等へ届け出た運賃及び料金である必要があることに注意してください。

② 貸切バス運賃・料金の計算方法

平成26年4月より、運行の安全性を確保することを目的に、新しい貸切バスの運賃・料金制度が開始されました。

新運賃制度では、運行開始(出庫)から運行終了(帰庫)までの走行距離に、1キロあたりの運賃を乗じた「キロ制運賃」と、運行開始から運行終了までの時間に点検・点呼等に要する時間(2時間)を加えた時間に、時間あたりの運賃を乗じた「時間制運賃」とを合計した額が運賃となります。

各地方運輸局長等が、当該地域の貸切バス事業者の収支状況等を勘案して、安全コストを加算したキロ制運賃、時間制運賃の上限額及び下限額を公示しています。

公示運賃の下限額を下回る運賃での落札は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命・身体の安全が十分確保されない恐れがあることに十分ご留意ください。

③ 運賃及び料金の上限額及び下限額の確認方法

平成28年11月1日より、貸切バス事業者が運送を引き受けた場合に運送の申込者に対して交付する書面である運送引受書に、運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することになりました。つきましては、運送申込書に記載された運賃及び料金が、上限額及び下限額の範囲内となっていることを確認してください(年間契約については、計算方法の特例がありますので、最寄りの運輸局又は運輸支局にお問い合わせください。)

(2) 応札者に対する確認

入札時に応札者に対して以下の書面の提出を求めることにより、応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認することをお勧めします。

- ・届出運賃により入札額を積算した旨の確約書
- ・国税及び地方税の納税証明書

なお、年間契約の特例を利用する場合、運賃・料金が一定の計算方法によらずに算出されたときは、国は貸切バス事業者に対して当該運賃・料金の変更を命令することがありますので、年間契約を行う前には最寄りの運輸局又は運輸支局にお問い合わせください。

(3) 入札等の契約方法

公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が基本とされています。しかし、利用者の生命・身体の安全を確保するため、貸切バスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入等、安全性等に対する取組状況も考慮できる選定方法を行うことをお勧めします。

【総合的に評価する際の評価項目及び評価要素の例】

○運行の安全性

- ・国土交通省による行政処分の状況
- ・重大事故発生状況(重大事故とは自動車事故報告規則第2条に規定する死者又は重傷者を生じ

選定の対象とする貸切バス事業者に、装置の導入状況を確認してください。

URL : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03driverrec/digitacho.html> (デジタコとは?)  
: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03driverrec/dorareco.html> (ドラレコとは?)

⑥、⑦ (略)

3. 運送約款に関する留意点  
(略)

4. 貸切バスの調達に係る入札等における留意点

(1) 運賃及び料金

① 制度概要

貸切バスの運賃及び料金は、道路運送法第9条の2により、乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければなりません。従って、調達予定価格や契約価格は地方運輸局長等へ届け出た運賃及び料金である必要があることに注意してください。

② 貸切バス運賃・料金の計算方法

平成26年4月より、運行の安全性を確保することを目的に、新しい貸切バスの運賃・料金制度が開始されました。

新運賃制度では、運行開始(出庫)から運行終了(帰庫)までの走行距離に、1キロあたりの運賃を乗じた「キロ制運賃」と、運行開始から運行終了までの時間に点検・点呼等に要する時間(2時間)を加えた時間に、時間あたりの運賃を乗じた「時間制運賃」とを合計した額が運賃となります。

各地方運輸局長等が、当該地域の貸切バス事業者の収支状況等を勘案して、安全コストを加算したキロ制運賃、時間制運賃を公示しています。

公示運賃の下限を下回る運賃での落札は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命・身体の安全が十分確保されない恐れがあることに十分ご留意ください。

(2) 応札者に対する確認

入札時に応札者に対して以下の書面の提出を求めることにより、応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認することをお勧めします。

- ・届出運賃により入札額を積算した旨の確約書
- ・国税及び地方税の納税証明書

(3) 入札等の契約方法

公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が基本とされています。しかし、利用者の生命・身体の安全を確保するため、貸切バスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入等、安全性等に対する取組状況も考慮できる選定方法を行うことをお勧めします。

【総合的に評価する際の評価項目及び評価要素の例】

○運行の安全性

- ・国土交通省による行政処分の状況
- ・重大事故発生状況(重大事故とは自動車事故報告規則第2条に規定する死者又は重傷者を生じ

た事故等です。

- ・貸切バス事業者安全性評価認定（セーフティバス）
- ・安全マネジメントの導入状況 等

○緊急時の対応能力

- ・事故・災害発生時の体制（連絡体制を含む）
- ・事故に係る損害賠償能力（任意保険の加入状況）
- ・予備車両の状況 等

○その他

- ・苦情処理体制
- ・グリーン経営認証
- ・低公害車の導入状況 等

（４）落札者に対する確認

落札者に対して以下の書面の提出を求めることにより、落札者が届出運賃を基に落札額を積算したかを確認することをお勧めします。

- ・落札額の積算内訳書

Ⅲ 参考

（略）

附 則（平成26年1月24日 国自旅第399号）

この通達は、平成26年1月27日より施行する。

附 則（平成26年3月31日 国自旅第626号）

この通達は、平成26年4月1日より施行する。

附 則（平成28年12月 日 国自旅第 号）

この通達は、平成28年12月 日より施行する。

た事故等です。

- ・貸切バス事業者安全性評価認定（セーフティバス）
- ・安全マネジメントの導入状況 等

○緊急時の対応能力

- ・事故・災害発生時の体制（連絡体制を含む）
- ・事故に係る損害賠償能力（任意保険の加入状況）
- ・予備車両の状況 等

○その他

- ・苦情処理体制
- ・グリーン経営認証
- ・低公害車の導入状況 等

（４）落札者に対する確認

落札者に対して以下の書面の提出を求めることにより、落札者が届出運賃を基に落札額を積算したかを確認することをお勧めします。

- ・落札額の積算内訳書

Ⅲ 参考

（略）

附 則（平成26年1月24日 国自旅第399号）

この通達は、平成26年1月27日より施行する。

附 則（平成26年3月31日 国自旅第626号）

この通達は、平成26年4月1日より施行する。